

## 令和8年度税制改正大綱-2

令和8年度税制改正大綱が、令和7年12月19日に公表されました。

税制改正大綱とは、各省庁や各種団体から提出された税制改正の要望をとりまとめ、今後の税制改正の基礎となる案です。必ずしも大綱のとおり改正されるとは限りませんが、今回は公表された大綱の中から実務に多く関わる改正について説明していきたいと思います。

### ㊦ 少額減価償却資産は30万円未満→40万円未満に引き上げ

中小企業者等（※）を対象とする少額減価償却資産の取得価額の特例は、取得価額30万円未満から「40万円未満」の資産に引き上げる。

ただし、合計額の上限は300万円以下のままだので、対象設備の数は減少する可能性が大きい。  
適用は、令和8年4月1日以降令和11年3月31日未までに取得かつ事業に供した資産となる。

（※）従業員数は、中小企業者は400名以下、出資金等が1億円超の組合等は300名以下が対象。

### ㊦ 食事代の非課税限度額 現行月額3,500円→月額7,500円以下に引き上げ

「役員や使用人が使用者から食事の現物支給を受ける場合の取扱い」について2項目

- ①当該役員又は使用人から実際に徴収している対価の額が「当該食事の価額の50%相当額以上」
  - ②当該食事の価額からその実際に徴収している対価の額を控除した残額が「月額3,500円以下」
- いずれも満たすとき、役員や使用人に対して経済的利益はないものとされる。

②項の「月額3,500円以下」が「月額7,500円以下」に引き上がる。

適用は、令和8年4月1日以降に支給する従業員等への食事代が対象となる。

他にも、使用者が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて、支給する金銭が1回300円以下であれば非課税とする取り扱いも、令和8年4月1日以降は「1回300円以下」から「1回650円以下」に引き上がる。

### ㊦ ふるさと納税 個人住民税における特例控除額の上限193万円を新たに設置（現行上限なし）

給与収入1億円相当で上限に達するものであり、適用は令和9年分の寄付から対象となる。

### ㊦ 教育資金の一括贈与に係る非課税措置の廃止

令和8年4月1日以降廃止される。なお、廃止前までに拠出された金銭等については引き続き継続適用が可能である。

## インボイス制度

### ⑥ インボイス発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置

「2割特例」の期間終了後→「3割特例」の期間へ

免税事業者が、インボイス発行事業者となったことにより課税事業者となった場合には、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間における納付税額を、その課税売上高に対する消費税額の「2割」とする特例が設けられており、一般課税又は簡易課税との選択適用となる。

この度の改正により、個人事業者であるインボイス発行事業者については、令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間（免税事業者がインボイス発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限ります。）に係る納付税額についてもその課税売上高に対する消費税額の「3割」とすることができ、一般課税又は簡易課税との選択適用となる。

### ⑦ インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る

税額控除に関する経過措置（80%控除、50%控除）→見直し

インボイス発行事業者以外の者（消費者、免税事業者、インボイス発行事業者登録を受けていない課税事業者）からの課税仕入れについては、原則として仕入税額控除を行うことができないが、現行は令和11年9月30日までに行われた課税仕入れについては、一定額の仕入税額控除が認められる経過措置が設けられている。

令和8年度税制改正により、本経過措置の適用期間が令和13年9月30日まで延長され、本経過措置における控除可能割合について、下記の通りとされた。

～適用期間及び控除可能割合の見直し～

<現行>

期間	控除可能割合
2023.10.1～2026.9.30	80%
2026.10.1～2029.9.30	50%
2029.10.1以降	0%

<改正案>

期間	控除可能割合
2023.10.1～2026.9.30	80%
2026.10.1～2028.9.30	70%
2028.10.1～2030.9.30	50%
2030.10.1～2031.9.30	30%
2031.10.1以降	0%

### ⑧ 経過措置の適用を受けることができる課税仕入れの合計額の見直し

一の免税者ごとの仕入に係る年間適用上限の合計額「10億円」→「1億円」に引き下げ

令和8年10月1日以後に開始する課税期間からは、一のインボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れの額につき、その年又はその事業年度の合計額で1億円（現行10億円）を超える場合に、その超えた部分の課税仕入れについて、経過措置の適用が認められない。